

協会けんぽ（医療分）の2025（令和7）年度決算を足元とした 収支見通しの前提について

目次

1. 収支見通しの考え方	2
2. 2028年度以降の前提	2
(1) 被保険者数等	3
(2) 総報酬額の伸び率（賃金上昇率）	3
(3) 医療給付費の伸び率	8
(4) 現金給付費	12
(5) 保険料率	12
(6) 国庫補助率	12

1. 収支見通しの考え方

- (1) 健康保険法上は今後5年（2031（令和13）年度まで）の収支見通しを示すこととなっているが、今後の保険料率を議論するにあたり、より中長期的な視点を踏まえてご検討いただくため、今後15年の機械的試算もあわせて示す。
- (2) 試算は、2026（令和8）年度及び2027（令和9）年度の見込みについては、直近の協会けんぽの実績等を踏まえ、国における2027年度予算の概算要求と整合性がとれるよう設定し、2028（令和10）年度以降については、以下で示す前提を用いて複数のケースを作成する。

2. 2028年度以降の前提

試算にあたり検討すべき主な前提は、以下のとおり。

- (1) 被保険者数等
- (2) 総報酬額の伸び率（賃金上昇率）
- (3) 医療給付費の伸び率
- (4) 現金給付費
- (5) 保険料率
- (6) 国庫補助率

※ 制度改正等の影響についても別途反映する。

- ① 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」(令和7年法律第74号)による被用者保険の適用拡大の影響
- ② 高額療養費の自己負担限度額の見直し等の影響 等

2. 2028年度以降の前提（続き）

（1）被保険者数等

2028年度以降の被保険者数等については、将来推計人口※の出生中位（死亡中位）を基礎として、年齢階級毎の人口に占める協会けんぽ被保険者数等の割合を一定とする。

※ 2023年4月26日 国立社会保障・人口問題研究所

（2）総報酬額の伸び率（賃金上昇率）

① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提

2028年度以降の賃金上昇率については、協会けんぽにおける実績に基づき以下の3通りのケースを設定する。

具体的には、直近10年の標準報酬月額伸び率の平均をケースⅠ（1.0%）とし、直近10年平均の2倍をケースⅢ（2.0%）、ケースⅠとケースⅢの間をケースⅡ（1.5%）として設定する。

② さらに幅を持った試算の前提

直近10年平均の2倍としたケースⅢよりも高い賃金上昇率が継続する場合として、ケースⅢに+0.5%を上乗せしたケースA（2.5%）を設定する。

あわせて、賃金上昇率が10年平均よりも低い場合として、10年平均（ケースⅠ）の半分の伸び率であるケースB（0.5%）を設定する。

表 1. 賃金上昇率の前提（2028年度以降）

ケース	賃金上昇率
ケース A	2.5%※4
ケースⅢ	2.0%※2
ケースⅡ	1.5%※3
ケースⅠ	1.0%※1
ケース B	0.5%※5

- ※1 平均標準報酬月額増減率の2016（平成28）年度～2025（令和7）年度の10年平均（2016（平成28）年4月の標準報酬月額上限改定及び2022（令和4）年10月の国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済組合への移行の影響を除く）。
- ※2 ケースⅠ（直近10年実績平均1.0%）の2倍となるように2.0%と設定。
- ※3 ケースⅠとケースⅢの間をケースⅡとして1.5%を設定。
- ※4 ケースⅢに0.5%を上乗せして2.5%と設定。
- ※5 ケースⅠの半分の伸びとなるよう0.5%と設定。

(参考1) 平均標準報酬月額の推移

年度	平均標準報酬月額	対前年度伸び率	制度改正影響を除いたもの
2016 (H28)	283,550円	1.1%	0.6%※1
2017 (H29)	285,315円	0.6%	0.6%
2018 (H30)	288,770円	1.2%	1.2%
2019 (R1)	290,748円	0.7%	0.7%
2020 (R2)	290,305円	▲0.2%	▲0.2%
2021 (R3)	292,677円	0.8%	0.8%
2022 (R4)	298,627円	2.0%	1.6%※2
2023 (R5)	304,484円	2.0%	1.5%※2
2024 (R6)	309,426円	1.6%	1.6%
2025 (R7)	315,259円	1.9%	1.9%

直近10年平均 1.0%

2015年度に対する2025年度の伸び率の1年当たりの平均（上限改定・国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済組合への移行の影響を除く）

直近4年平均 1.6%

2021年度に対する2025年度の伸び率の1年当たりの平均（国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済組合への移行の影響を除く）

※1 2016年度の「制度改正影響を除いたもの」は、標準報酬月額の上限改定の影響を除いたもの。

※2 2022年度、2023年度の「制度改正影響を除いたもの」は、2022年10月の国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済組合への移行の影響を除いたもの。

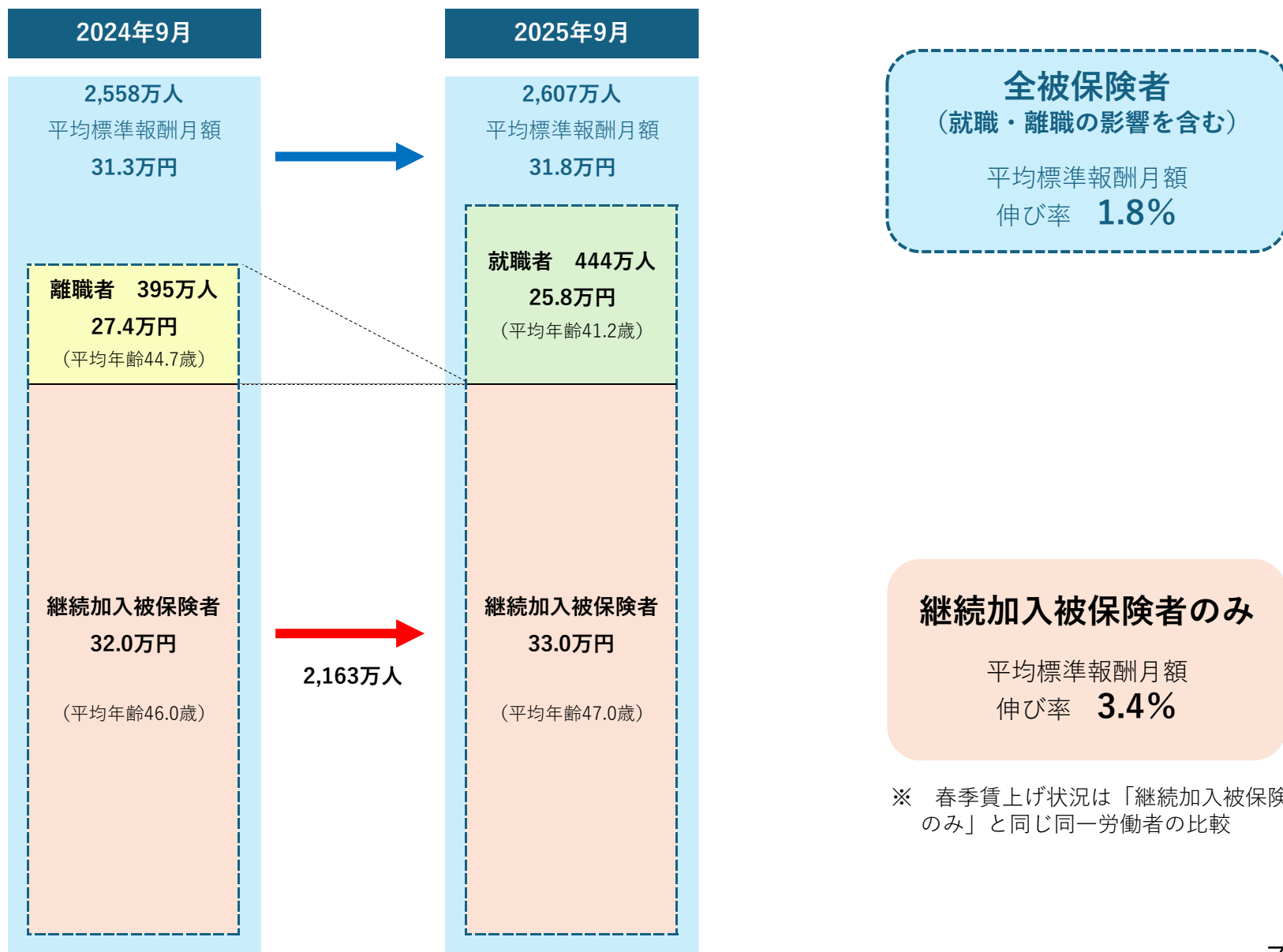
(参考2) 賃金等の伸び率の状況（各種調査による違い）

- 協会けんぽ全被保険者の標準報酬月額の前年同月伸び率や毎月勤労統計調査は、就職・離職の影響を受けるため、同一労働者の比較である「春季生活闘争（連合）」や「中小企業の賃金改定に関する調査（日本商工会議所・東京商工会議所）」における伸び率より小さくなる。
- 春季賃上げ状況の調査対象となっている企業群と比較すると、協会けんぽの適用事業所には小規模事業所が多く含まれること等から、単純な比較はできない。

	春季賃上げ状況		協会けんぽ 平均標準報酬月額		厚生労働省 毎月勤労統計調査
	連合※1 ※2	日本商工会議所・ 東京商工会議所※3	継続加入被保険者のみ※4 9月	全被保険者※4 9月	4月分（確報）
調査結果 （2025年）	(99人以下) 4.36%	(正社員20人以下) 3.54%	3.4%	1.8% 〔※2025年度平均 1.9%〕	(常用雇用労働者5～29人) 1.8%
	(299人以下) 4.65%	(正社員全体) 4.03%			(常用雇用労働者5人以上) 2.6%
	(300人以上) 5.33%				
	(全体) 5.25%	※回答企業数：全体2,389社			
調査結果 （2026年）	(99人以下) 4.26%	(正社員20人以下) 3.52%	—	—	(常用雇用労働者5～29人) 3.2%
	(299人以下) 4.69%	(正社員全体) 4.29%			(常用雇用労働者5人以上) 3.6%
	(300人以上) 5.05%				
	(全体) 5.01%	※回答企業数：全体1,604社			
調査対象等	組合員を対象。同一労働者の前年と当年の賃金比較。ベースアップ、定期昇給を含み、残業代を含まない。平均賃金方式。	中小企業において前年4月と当年4月の両期間に在籍、かつ雇用形態や労働時間の変更がない従業員の賃金の比較。ベースアップ、定期昇給を含み、残業代を含まない。	「各年度9月について前年同月に継続して加入している被保険者」を集計対象としたときの対前年同月伸び率	新規加入者・喪失者（就職・離職の影響）を含めた被保険者全体の対前年同月伸び率	一般労働者における決まって支給する給与（基本給、時間外給与等）の対前年同月伸び率。月々の労働者の賃金の平均であり、労働者の就職、離職の影響を受ける。
	← 同一労働者の比較			構成変化（就職、離職）の影響を含む比較 →	

※1 連合「2025春季生活闘争 第7回（最終）回答集計」（2025年7月3日）
※2 連合「2026春季生活闘争 第7回（最終）回答集計」（2026年7月3日）
※3 日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査」（2026年6月8日）
※4 4月から6月の報酬をもとに標準報酬月額の定時決定が9月に行われることから9月分で比較

(参考3) 協会けんぽの平均標準報酬月額(「全被保険者」と「継続加入被保険者のみ」の違い)



2. 2028年度以降の前提（続き）

（3）医療給付費の伸び率

① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提

医療給付費の伸び率については、新型コロナウイルス感染症の影響による医療費減少があった年度（2020年度）とそれ以降の反動増の両方を含み、診療報酬の改定年度とその谷間の年度が同回数入るようにするため、2020～2025年度までの直近6年の一人当たり医療費の伸び率の平均とする。

なお、後期高齢者支援金の試算において必要な、75歳以上の一人当たり医療費の伸び率の平均についても、直近6年の一人当たり医療費の伸び率の平均とする。

表2. 一人当たり医療給付費の伸び率の前提（2028年度以降）

75歳未満	75歳以上
2.9%※	0.6%

※ 2019年度の年齢階級別加入者数を基準として高齢化の影響を除いた伸び率の平均は2.5%であり、平均的な高齢化の影響は+0.4%

(参考4) 2020～2025年度の一人当たり医療費の伸び率（協会けんぽ、後期高齢者）

年度	協会けんぽ	後期高齢者
2020 (R2)	▲2.8%	▲3.4%
2021 (R3)	7.9%	2.1%
2022 (R4)	5.1%	1.7%
2023 (R5)	3.0%	0.9%
2024 (R6)	1.3%	0.9%
2025 (R7)	3.3%	1.5%
	直近6年平均 (2019年度に対する 2025年度の伸びの 1年当たりの平均) 2.9%※	直近6年平均 (2019年度に対する 2025年度の伸びの 1年当たりの平均) 0.6%

※ 2019年度の年齢階級別加入者数を基準として高齢化の影響を除いた伸び率の平均は2.5%であり、平均的な高齢化の影響は+0.4%。

2. 2028年度以降の前提（続き）

(3) 医療給付費の伸び率（続き）

② さらに幅を持った試算の前提

医療給付費の伸び率については、「賃金上昇率が高くなれば医療費の伸び率も高くなる可能性が高い」ことを踏まえた機械的な前提として、**賃金上昇率の前提「ケースⅠ」（1.0%）と、一人当たり医療給付費の伸び率の前提（2.9%）の差（スプレッド1.9%）に基づく複数のパターンを置く。**

また、賃金上昇率と一人当たり医療給付費の伸び率の前提の差（1.9%）を基本とし、差（スプレッド）について、さらに±0.5%の幅を持たせたケースも置く。

※ 令和8年度診療報酬改定は、物価や賃金、人手不足等の医療機関等を取り巻く環境の変化への対応等を図るため、以下の通りとなった。

診療報酬 +3.09%（R8年度及びR9年度の2年度平均。R8年度+2.41%、R9年度+3.77%）（R8年6月施行）

※1 うち、賃上げ分 +1.7%（2年度平均。R8年度+1.23%、R9年度+2.18%）

※2 うち、物価対応分 +0.76%（2年度平均。R8年度+0.55%、R9年度+0.97%）

※3 うち、食費・光熱水費分 +0.09%（入院時の食費基準額の引き上げ(40円/食)、光熱水費基準額の引き上げ(60円/日)）

※4 うち、R6改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分 +0.44%

※5 うち、後発医薬品への置き換えの進展を踏まえた処方や調剤に係る評価の適正化、実態を踏まえた在宅医療・訪問看護関係の評価の適正化、長期処方・リフィル処方の取組強化等による効率化 ▲0.15%

※6 うち、※1～5以外の分 +0.25% 各科改定率：医科+0.28%、歯科+0.31%、調剤+0.08%

図. 賃金上昇率と一人当たり医療費の伸び率の差(スプレッド)に基づいた前提の置き方

			7 5 歳未満 1 人当たり医療給付費の伸び率の平均（％）（高齢化の影響を含む）						
			a	b	c	d	e	f	g
			1.9	2.4	2.9	3.4	3.9	4.4	4.9
賃 金 上 昇 率 （％）	A	2.5					医 賃 差 3.9 2.5 1.4	医 賃 差 4.4 2.5 1.9	医 賃 差 4.9 2.5 2.4
	Ⅲ	2.0				医 賃 差 3.4 2.0 1.4	医 賃 差 3.9 2.0 1.9	医 賃 差 4.4 2.0 2.4	
	Ⅱ	1.5			医 賃 差 2.9 1.5 1.4	医 賃 差 3.4 1.5 1.9	医 賃 差 3.9 1.5 2.4		
	Ⅰ	1.0		医 賃 差 2.4 1.0 1.4	医 賃 差 2.9 1.0 1.9	医 賃 差 3.4 1.0 2.4			
	B	0.5	医 賃 差 1.9 0.5 1.4	医 賃 差 2.4 0.5 1.9	医 賃 差 2.9 0.5 2.4				

※ 全試算パターンとも75歳以上の一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%とする。

医:75歳未満一人当たり医療給付費の伸び率(%) (高齢化の影響は年度によって異なるが、ここでは高齢化の影響を含む平均伸び率を記載している。)

賃:賃金上昇率(%)

差:「医」と「賃」の差

2. 2028年度以降の前提（続き）

（4）現金給付費

現金給付費は、給付の性格に応じ、被保険者数及び賃金上昇率により試算する。

（5）保険料率

以下のケースを置く。

- ① 現在の保険料率9.9%を据え置いたケース
- ② 保険料率を引き下げた複数のケース（9.5%～9.8%の0.1%刻み）
- ③ 参考として保険料率10.0%としたケース
- ④ 均衡保険料率

（6）国庫補助率

2029年度以降の国庫補助率の前提については、昨年11月に試算した「参考ケース」に倣って3ケース（16.4%、15%、13%）を置く。